

京都市告示第 2 5 4 号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 3 0 年 8 月 1 3 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
皆山経 2 号線	下京区材木町505番地の30地先内	旧	メートル 25.10	メートル 4.00 ~ 4.15
		新	32.60	6.00 ~ 12.40
嵯峨経39号線	右京区嵯峨広沢御所ノ内町 1 番地の19地先から	旧	6.50	1.46
	同町 1 番地の18地先まで	新	6.10	1.46
嵯峨緯92号線	右京区嵯峨広沢御所ノ内町 1 番地の12地先から	旧	35.60	2.99 ~ 4.00
	同町 1 番地の18地先まで	新	35.60	4.00

(建設局土木管理部道路明示課)